

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	廃止年月 日
株式会社ホ ライズン	大和郡山市新木 町二九八	ほらいずん 石見放課後 デイサービ スセンター	磯城郡三宅町 大字石見四七 八二階	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 九年二月 二十八日
株式会社リ ンクル	京都市上京区今 出川通七本松西 入毘沙門町四八 七番地七	放課後等デ イサービス つどい	奈良市歌姫町 三七の一	放課後等デ イサービス	平成二十 九年二月 二十八日